

令和4年5月

萩市議会臨時会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
37	令和3年度萩市一般会計補正予算（第14号）に関する専決処分について	1
38	萩市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について	7
39	萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について	11
40	萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について	15
41	萩市税条例等の一部を改正する条例	17
42	損害賠償の額を定めることについて	23
43	固定資産評価員の選任について	25

議案第 37 号

令和 3 年度萩市一般会計補正予算（第 14 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度萩市一般会計補正予算（第 14 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 4 年 3 月 31 日

令和3年度萩市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度萩市の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日

第 1 表 繰越明許費補正

款	項	事業	上段		金額
			補正前	補正後	
9.	消費	消防	常備	消防	4,840
				事業	-
合計					2,313,377
合計					2,308,537

議案第 38 号

萩市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、萩市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 4 年 3 月 31 日

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成17年萩市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第36条の3の3第1項中「年齢16歳未満の者に限る」を「控除対象扶養親族を除く」に改める。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第51条第1項第5号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同項第7号中「特定非営利活動促進法」の次に「（平成10年法律第7号）」を加える。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第5条第1項中「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第23項を第27項とし、第22項を第26項とし、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の3項を加える。

23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3と

する。

附則第10条の2第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市

再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の萩市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、萩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 4 年 3 月 31 日

萩市都市計画税条例の一部を改正する条例

萩市都市計画税条例（平成17年萩市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで若しくは第37項から第39項まで」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第10項中「附則第4項及び第6項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第7項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第9項を附則第14項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第5項を附則第10項とする。

附則第4項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第9項とし、附則中第3項を第8項とし、第2項の次に次の5項を加える。

（法附則第15条第15項の条例で定める割合）

- 3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。

（法附則第15条第33項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の萩市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第40号

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、市議会の承認を求める。

令和4年5月11日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和4年4月12日

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年萩市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「167,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 4 1 号

萩市税条例等の一部を改正する条例

令和 4 年 5 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市税条例等の一部を改正する条例

(萩市税条例の一部改正)

第 1 条 萩市税条例（平成 1 7 年萩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下

であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令

和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条を削る。

（萩市税条例の一部改正）

第 2 条 萩市税条例（平成 17 年萩市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く。」を「有する者」に改める。

（萩市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 萩市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中萩市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中萩市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中萩市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項並びに第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の萩市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支

払を受けるべき第1条の規定による改正前の萩市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の萩市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の萩市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の萩市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 4 2 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 1 1 日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 (1) 損害賠償の額 金 1 7 , 4 3 3 円

(2) 損害賠償の相手方

2 (1) 損害賠償の額 金 2 2 , 0 5 0 円

(2) 損害賠償の相手方

3 (1) 損害賠償の額 金 1 8 , 0 7 0 円

(2) 損害賠償の相手方

4 (1) 損害賠償の額 金 1 6 , 5 4 0 円

(2) 損害賠償の相手方

5 (1) 損害賠償の額 金 1 3 , 0 0 0 円

(2) 損害賠償の相手方

6 (1) 損害賠償の額 金20,390円

(2) 損害賠償の相手方



7 (1) 損害賠償の額 金17,063円

(2) 損害賠償の相手方



8 (1) 損害賠償の額 金16,773円

(2) 損害賠償の相手方



議案第43号

固定資産評価員の選任について

萩市固定資産評価員として次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和4年5月11日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

なか むら まさ ひろ
中 村 正 弘

略 歴

現 萩市市民部次長兼課税課長